



けいえいそうだんしつ

# 経営相談室だより

みどり建築企画一級建築士事務所

村上 徳一

## 平時からできる災害対策

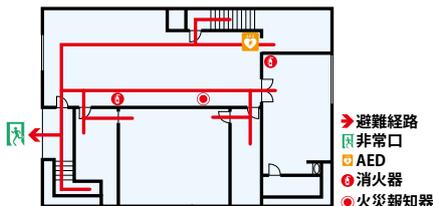
火災・地震などが発生したら、建物の中にいる場合は安全な場所へ避難しなくてはなりません(ただし、地震直後は状況によります)。  
今回は防災減災の観点から、円滑に避難を実施するためにはどうすればよいかを皆さんと一緒に考えたいと思います。

### ①まずは「点検」

平時にこそ「点検」が必要です。まずは「自分自身がその場から避難するイメージをすること」が大切です。ぜひ職場全体に声をかけて「避難のためのミーティング」を実施して「点検」しましょう。具体的にチェックポイントを3つあげます。

#### 1. 避難経路の確認

▽もしも避難することになったらどこにどう避難すればよいか職員や利用者に周知できていますか？  
▽建物内の2方向避難はできてい



ますか？  
↓「避難経路図」の作成と周知。

#### 2. 避難のための最低限の道具

▽自分用のヘルメット(落下物から頭を守る)、靴(避難時に足裏を守る)、ベットのトルの水とタオル(火災時の煙から呼吸を守る。水分補給)などが近くにありませんか？  
↓地震、火災で避難する際に体を守る「マイ避難道具」の購入および設置場所の確保と設置



#### 3. 避難のための障害物の撤去、建物の改修

▽避難経路を確認した際に、障害物が撤去できればよいですが、それがで

きない場合には、至急避難経路を確保する必要があります。

▽場合によっては改修工事が必要です。  
↓改善計画の立案と実施。



### ②「点検」訓練

「点検」ができれば、実際に避難する「訓練」をしましょう。施設全体で日時を決めて実施すると効果的です。  
近くの消防署や自治会に協力してもらえらるなら、ぜひお願いしましょう。最低でも年に1回は訓練をしましょう！

#### 1. 避難訓練で起こった問題点の解消

万全な点検と準備をしても、事情により、予想外の問題が出る可能性があります。  
訓練実施後は必ず「振り返りミーティング」を行い、改善点を記録し周知しましょう。  
また「マイ避難道具」の不足があれば必ず補充しましょう。



#### 2. 避難器具、消火器の実践

施設には避難器具や消火器など、消防法で定められた用具が各所に設置されています。非常時でもスムーズに使えるように、訓練時に職員や利用者の皆さんで使ってみましょう。  
建物を設計した建築士、施工した工務店、避難器具の施工業者、消火器の販売業者、消防署などが立ち会えるところに効果的です。



大阪府内の社会福祉法人で実績多数!!



ITに、こころ粋。  
**株式会社阪南ビジネスマシン**  
お問合せは... **TEL 072-277-0855**

